令和8年度　鳥獣保護区等位置図

この図面は、群馬県内の鳥獣保護区、狩猟鳥獣捕獲禁止区域、特定猟具使用禁止区域（銃器）、指定猟法禁止区域を示したものです。
出猟に際してはこの図面を携帯し、狩猟が禁止されている区域等の確認をしてください。
区域が明確に判断できないときは、現地に設置されている標識を確認するとともに、地元の狩猟者等にたずねて、誤りのないよう狩猟してください。（別冊の説明書も御参照ください。）

狩猟期間	令和８年１１月１５日から令和９年２月１５日まで ※シカ及びイノシシに限り令和９年２月２８日まで

狩猟期間が終わりましたら、今猟期の結果を別冊「狩猟報告」に記載し、狩猟者登録証と併せて、
有効期間満了後30日以内に、登録手続きをした環境森林事務所、森林事務所又は自然環境課へ送付して下さい。
※群馬県では、狩猟鳥獣の生息実態を把握し、適正な保護管理対策を講じるため「狩猟報告」による報告をお願いしています。

群馬県で鳥獣行政を取り扱っている機関

事務所名	郵便番号	住所	管轄地域	電話番号
渋川森林事務所	377-0027	渋川市金井395	前橋市、伊勢崎市、渋川市、北群馬郡、佐波郡	0279-22-2763
西部環境森林事務所	370-0805	高崎市台町4−3	高崎市、安中市	027-323-4021
藤岡森林事務所	375-0014	藤岡市下栗須124−5	藤岡市、多野郡	0274-22-2253
富岡森林事務所	370-2454	富岡市田島343−1	富岡市、甘楽郡	0274-62-1535
吾妻環境森林事務所	377-0424	吾妻郡中之条町大字中之条町664	吾妻郡	0279-75-4611
利根沼田環境森林事務所	378-0031	沼田市薄根町4412	沼田市、利根郡	0278-22-4481
桐生森林事務所	376-0011	桐生市相生町2−331	桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡	0277-52-7373
県庁自然環境課	371-8570	前橋市大手町1−1−1		027-226-2874

群　馬　県

指定猟法禁止区域一覧表
（鉛製銃弾の使用禁止）

番号	名称	所在地	面積(ha)	期間
利根沼田森林管理署管内	利根沼田森林管理署管内	利根沼田森林管理署管内	1,041	永久
計	1 箇所		1041	

狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ及びイノシシ以外）一覧表

番号	名称	所在地	面積(ha)	期間
1	神津牧場	甘楽郡下仁田町	530	令12.3.31
2	白倉	吾妻郡高山村	705	令12.3.31
3	谷川	利根郡川場村	437	令12.3.31
4	榛名湖	高崎市	1,294	令12.3.31
5	上野三碑周辺	高崎市	78	令12.3.31
6	上野国府跡山地区	高崎市	718	令12.3.31
計	6 箇所		3,763	

※砂糞において、使用できる猟具は、わな及び止め刺しを目的とした銃のみです。

特定猟具使用禁止区域（銃）一覧表

番号	名称	所在地	面積(ha)	期間
01	榛名湖畔	高崎市	180.0	永久
02	外秋川	高崎市	761.0	永久
03	鳥川	高崎市、藤岡市	1,219.0	永久
04	鳥川平小屋	高崎市	135.0	永久
05	中山峠～高井	高崎市	2,614.0	永久
06	鏑川	高崎市、立野民都種業村	1,397.0	永久
07	下みれが丘	安中市	175.0	永久
08	簡之巣	安中市	16.0	永久
09	山	安中市	11.0	永久
10	安中・磯部	安中市	1,141.0	永久
11	磯部・神山	高崎市	206.0	永久
12	神名丸	高崎市	99.0	永久
13	天	高崎市	178.0	永久
14	天	高崎市	55.0	永久
15	わらび平園	高崎市	108.0	永久
16	浦 小学校	高崎市	59.0	永久
17	金 一郎	高崎市	46.0	永久
18	権 高	高崎市	510.0	永久
19	前・大 牛	安中市、富岡市	302.0	永久
20	鷹・高・城	前橋市	1,776.0	永久
21	東吾妻・中之条ライン	前橋市、吾妻郡中之条町、東吾妻町	121.0	永久
22	鳥毛石 鉱跡	前橋市	53.0	永久
23	赤 城 橋下	前橋市	36.0	永久
24	城 公園	前橋市	602.0	永久
25	権現堂公園	前橋市	790.0	永久
26	粕 大滝橋上流	前橋市、立野民都種業村	247.0	永久
27	粕 下 橋	高崎市、立野民都種業村	877.0	永久
28	城ノ木川・広瀬川	前橋市、伊勢崎市	251.0	永久
29	城 地	前橋市	28.0	永久
30	城	前橋市	598.0	永久
31	上 橋	前橋市	65.0	永久
32	川	前橋市	80.0	永久
33	乃 川	前橋市	560.0	永久
34	栄	前橋市	110.0	永久
35	上 野	渋川市	213.0	永久
36	上 白 川	渋川市	3.0	永久
37	大 鏡 敷	前橋市	22.0	永久
38	大 鏡 敷	前橋市	127.0	永久
39	真 小 地 区	渋川市	51.0	永久
40	真 川	渋川市	586.0	永久
41	石 原 上 郷	渋川市	65.0	永久
42	万 川	渋川市	560.0	永久
43	栄 川	渋川市	110.0	永久
44	北 野	渋川市	213.0	永久
45	大 鏡 敷	前橋市	22.0	永久
46	大 鏡 敷	前橋市	127.0	永久
47	前橋競馬・フラワーパーク	前橋市	309.0	永久
48	鳥 川	前橋市	127.0	永久
49	月 見 緑 地 区	前橋市	147.0	永久
50	史 跡 天 神 地 区	前橋市	139.0	永久
51	権 城 跡	前橋市	110.0	永久
52	川 城	前橋市	150.0	永久
53	廣 真 臼	七野民都種業村	67.0	永久
54	石 石 廣 跡	七野民都種業村	45.0	永久
55	勝 園・新 町	藤岡市、高崎市	3,776.0	永久
56	川	高崎市、藤岡市	728.0	永久
57	川	藤岡市	162.0	永久
58	おにし果少年野外センター	藤岡市	38.0	永久
59	城 山	藤岡市	330.0	永久
60	野 川	藤岡市	300.0	永久
61	鏑 川	藤岡市	50.0	永久
62	鏑 寺	藤岡市	261.0	永久
63	村・村 経 高 城	伊勢崎市	135.0	永久
64	鏑 川	伊勢崎市	34.0	永久
65	村 村 境 城 第 一	七野民都種業村	50.0	永久
66	入 廣	藤岡市	39.0	永久
67	初 文 寺	藤岡市	35.0	永久
68	初 実 林	甘楽郡下仁田町	53.0	永久
69	平	甘楽郡下仁田町	120.0	永久
70	本 堤	甘楽郡下仁田町	120.0	永久
71	廣	甘楽郡下仁田町	12.0	永久
72	杭 実 山	甘楽郡甘楽町	20.0	永久
73	中	甘楽郡甘楽町	255.0	永久
74	中 文 廣	吾妻郡中之条町	30.0	永久
75	平 廣	吾妻郡中之条町	18.0	永久
76	上 元	吾妻郡中之条町	20.0	永久
77	中之条病院	吾妻郡中之条町	20.0	永久
78	四万湖	吾妻郡中之条町	24.0	永久
79	四万川ダム	吾妻郡中之条町	180.0	令10.10.31
80	田 原 川	吾妻郡中之条町、東吾妻町	83.0	永久
81	多目的広場周辺地区	吾妻郡東吾妻町	244.0	永久
82	原	吾妻郡東吾妻町	42.0	永久
83	平	吾妻郡東吾妻町	37.0	永久
84	廣	吾妻郡東吾妻町	65.0	永久
85	傾倒踊られあいの郷	吾妻郡東吾妻町	117.0	永久
86	廣	吾妻郡東吾妻町	20.0	永久
87	川 ダム 中之条	吾妻郡東吾妻町、中之条町	405.0	永久
88	大 原 廣	吾妻郡東吾妻町	30.0	永久
89	大 原 廣	吾妻郡長野原町	30.0	永久
90	北 桑	吾妻郡長野原町	32.0	永久
91	ラ ド	吾妻郡嬬恋村	680.0	永久
92	嬬 原	吾妻郡嬬恋村	105.0	永久
93	嬬 原	吾妻郡嬬恋村	52.0	永久
94	浅 間	吾妻郡嬬恋村	585.0	永久
95	北 高 原	吾妻郡草津町	100.0	永久
96	品 木 ダ ム	吾妻郡中之条町	52.0	永久
97	川	吾妻郡中之条町	175.0	永久
98	川 田	沼田市	1,252.0	永久
99	城	沼田市	139.0	永久
100	城	沼田市	14.0	永久
101	原 西	沼田市	588.0	永久
102	川	沼田市	24.0	永久
103	根 園 整 地	沼田市	4.0	永久
104	野 高 電 源	沼田市	39.0	永久
105	根 園 整 地	沼田市、利根郡昭和村	561.0	永久
106	月 夜 野	利根郡みなかみ町	170.0	永久
107	上 津	利根郡みなかみ町	110.0	永久
108	猿 原 湖	利根郡みなかみ町	267.0	永久
109	高 原 温 泉	利根郡みなかみ町	27.0	永久
110	七 つ み の 里	利根郡みなかみ町	97.0	永久
111	水 上	利根郡みなかみ町	480.0	永久
112	久	利根郡昭和村	82.0	永久
113	根	利根郡昭和村	305.0	永久
114	根 園 演 習 林	利根郡昭和村	54.0	永久
115	城	沼田市	1,000.0	令11.10.31
116	尾瀬国立公園	片品村、みどり市	7,000.0	永久
117	北 武 井	伊勢崎市	17.0	令12.10.31
118	南 大	伊勢崎市	41.0	令11.10.31
119	粕 川	伊勢崎市	24.0	永久
120	寺 武	伊勢崎市	73.0	永久
121	大 前・石 原 川	太田市	715.0	永久
122	九 合 天 入	吾妻郡太田町、千代田町	3,400.0	永久
123	園 林	館林市、吾妻郡吾妻町	1,600.0	永久
124	東	太田市	81.0	永久
125	久 保	桐生市	184.0	永久
126	城	桐生市	40.0	永久
127	水 沼	桐生市	70.0	永久
128	新 田	桐生市	1,000.0	永久
129	大 原	桐生市、利根郡片品村	1,000.0	永久
130	尾 瀬・早 川	太田市、伊勢崎市	1,000.0	永久
131	神	桐生市、みどり市	535.0	永久
132	神 輪	みどり市	61.0	永久
133	神	桐生市	55.0	永久
134	渡 良 瀬 遊 水 池	桐生市、伊勢崎市	61.0	令11.10.31
135	渡 良 瀬 遊 水	桐生市、みどり市	80.0	令10.10.31
136	岩宿ニュータウン	桐生市、伊勢崎市	360.0	永久
137	新 田・藤 生	桐生市	176.0	永久
138	鏑	桐生市	107.0	永久
139	川	桐生市	30.0	永久
140	天 川 調 整	太田市	4.0	永久
141	天 川 調 整	伊勢崎市	53.0	永久
142	城 園	伊勢崎市	261.0	永久
143	城 園	桐生市	399.0	永久
144	城	桐生市	164.0	永久
145	屋 十 野	桐生市、吾妻郡吾妻町	1,000.0	永久
146	野 地 区	桐生市、吾妻郡吾妻町	409.0	永久
147	岩里町以上 橋	桐生市	186.0	永久
148	神 戸	みどり市	70.0	令10.10.31
149	千代田町利根川	吾妻郡千代田町	4.0	令9.10.31
150	大 島 町 利 根 川	吾妻郡大島町	21.0	令9.10.31
151	大 原 廣	太田市	152.0	永久
152	生 品・上 江 原	館林市、吾妻郡明和町	62.0	永久
153	川	太田市	5.0	永久
154	城 園	伊勢崎市	20.0	令9.10.31
155	城 園	伊勢崎市	135.0	永久
156	城 園 跡 ・ 大 原 園	伊勢崎市	205.0	永久
157	川 地 ヶ 所	伊勢崎市	51,803.8	

国指定鳥獣保護区一覧表

番号	名称	所在地	面積(ha)	期間
01	浅間隠山鳥獣保護区	吾妻郡長野原町、嬬恋村	1,000	令13.10.31
02	渡良瀬遊水地	邑楽郡板倉町	99	令13.10.31
計	2 箇所		9,957	

※区域等詳細は、環境省ホームページを御確認ください。

県指定鳥獣保護区一覧表

番号	名称	所在地	面積(ha)	期間
01	子持山鳥獣保護区	高崎市	234	令15.10.31
02	榛名 山	高崎市	420	令15.10.31
03	鳥 川	高崎市	1,219	令15.10.31
04	鳥 原 山	高崎市	2,838	令15.10.31
05	鳥 原 山	高崎市、吾妻郡東吾妻町、立野民都種業村	1,290	令16.10.31
06	荒 郷	高崎市	1,070	令16.10.31
07	城 氷	安中市	1,151	令16.10.31
08	小 根 山	安中市	798	令9.10.31
09	鼻 山	前橋市	103	令9.10.31
10	赤 城 山	前橋市、渋川市	2,690	令16.10.31
11	東 天 河 原	前橋市	225	令16.10.31
12	白 根 武 尊	渋川市	330	令16.10.31
13	白 根 山 岩 石	渋川市	370	令16.10.31
14	伊 香 保	渋川市	1,961	令15.10.31
15	榛 名 山 麓	渋川市	354	令24.10.31
16	みかぼ森林公園	藤岡市	255	令23.10.31
17	神 ヶ 原	藤岡市	1,000	令23.10.31
18	神 流 湖	多野郡神流町	45	令27.10.31
19	神 流 湖	藤岡市、多野郡神流町	315	令9.10.31
20	妙 義	甘楽郡下仁田町	747	令16.10.31
21	北 沢	多野郡上野村	1,485	令9.10.31
22	三 波 石	富岡市	592	令24.10.31
23	大 桁 山	富岡市	432	令28.10.31
24	妙 義	甘楽郡下仁田町、安中市、甘楽郡下仁田町	757	令16.10.31
25	神 流 湖	甘楽郡下仁田町	367	令17.10.31
26	秩父多摩甲斐国立	甘楽郡南牧村	34	令12.10.31
27	荒 滝 山	甘楽郡南牧村	47	令12.10.31
28	妙 義	甘楽郡甘楽町	1,000	令13.10.31
29	妙 義	吾妻郡中之条町、中之条町、嬬恋村	3,354	令15.10.31
30	妙 義	吾妻郡中之条町	1,000	令15.10.31
31	鬼 押 溶 岩	嬬恋村	1,000	令13.10.31
32	鬼 押 溶 岩	嬬恋村	10,000	令13.10.31
33	九 十 九 里	利根郡片品村	3,570	令13.10.31
34	大 峰 山	利根郡みなかみ町	404	令12.10.31
35	谷 川 岳	利根郡みなかみ町	4,039	令16.10.31
36	法 師	利根郡みなかみ町	1,851	令16.10.31
37	赤 谷 谷	利根郡みなかみ町	442	令16.10.31
38	仙 ノ 倉 山	利根郡みなかみ町	2,664	令11.10.31
39	鳥 原 山 原	桐生市	642	令25.10.31
40	鳥 原 山 麓	桐生市	80	令24.10.31
41	鳥 原 山 麓	桐生市	43	令11.10.31
42	鳥 原 山	太田市	645	令24.10.31
43	鳥 原 山	館林市	499	令13.10.31
44	鳥 原 山 麓	館林市、吾妻郡吾妻町	284	令28.10.31
45	天 狗 ノ 鼻	桐生市	1,000	令13.10.31
46	鳥 原 山	みどり市	205	令28.10.31
47	鳥 原 山	みどり市	120	令24.10.31
計	47 ヶ 所		51,754	

※休猟区の設定はありません。

群馬県からのお知らせとお願い

○今猟期における変更内容について
袈裟丸山狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ及びイノシシ以外）が解除され、狩猟が可能となりました。
（みどり市。メッシュNo.4722,4723,4724）

○狩猟鳥獣の見直しについて
令和４年９月１５日からゴイサギ及びバンが狩猟鳥獣から外れました。注意してください。

○シカ及びイノシシの狩猟期間の延長について
シカ及びイノシシの個体数を減らすための施策の一つとして、シカ及びイノシシに限り狩猟期間を令和９年２月２８日まで延長しています。
シカ及びイノシシ以外の狩猟鳥獣は、令和９年２月１６日からは捕獲できませんので注意してください。

※シカ及びイノシシによる農林業被害は、シカは近年増加傾向にあり、イノシシは減少傾向ではありますが、未だ被害は多大です。特にシカについては、生息頭数の増加や生息域の拡大などが懸念されています。（詳細は裏面参照）
農林業被害防止のため、シカ（特にメスジカ）とイノシシの捕獲に御協力ください。

○ガンカモ類の生息調査について
ガンカモ類の生息調査を令和９年１月１０日（日）から１月２４日（日）までの間のいずれか１日を指定し実施します。
調査期間中のカモ類の狩猟自粛について、御協力をお願いします。

○シカ、イノシシ、クマ及びヤマドリの肉の出荷制限について
群馬県内で捕獲されたシカ、イノシシ、クマ及びヤマドリの肉は、原子力災害対策本部長の指示により原則として出荷制限となっています。自家消費については、自己の責任において可能です。
なお、県では、モニタリング調査を実施しており、その結果をとりまとめたものを裏面に掲載しました。
また、個別の結果については、県のホームページに掲載していますので、御参照ください。
※次の二次元バーコードからアクセスするか、
県ホームページのトップページで、「野生鳥獣肉」で検索してください。

○特定動物の飼養について
ツキノワグマやニホンザルは「動物の愛護及び管理に関する法律」の特定動物（危険な動物）に指定されております。令和２年６月１日施行の法改正により、特定動物の飼養は原則禁止となりましたので、子グマや子ザルを生け捕りにしても飼養することはできません。詳細は以下まで御相談ください。

お問い合わせ先	電話番号	管轄市町村
前橋市保健所	０２７−２２０−５７７７	前橋市
高崎市保健所	０２７−３８１−６１１６	高崎市
群馬県動物愛護センター	０２７０−７５−１７１８	群馬県内の上記以外

○裏面に下記事項を掲載しましたので、ご参照ください。
１．群馬県における狩猟のルール
２．実猟にあたっての留意事項
３．群馬県における狩猟の実態
４．シカ及びイノシシによる農林業被害額と捕獲頭数の推移
５．野生鳥獣肉の放射性物質検査結果

●令和8年11月15日から令和9年2月28日までの日の出・日の入時刻（前橋市）

	令和8年11月		令和8年12月		令和9年1月		令和9年2月	
	日の出	日の入	日の出	日の入	日の出	日の入	日の出	日の入
1日			6:36	16:29	6:55	16:39	6:46	17: 9
2日			6:37	16:29	6:55	16:40	6:45	17:10
3日			6:38	16:29	6:55	16:41	6:44	17:11
4日			6:39	16:28	6:56	16:41	6:43	17:12
5日			6:40	16:28	6:56	16:42	6:42	17:14
6日			6:41	16:28	6:56	16:43	6:41	17:15
7日			6:41	16:28	6:56	16:44	6:40	17:16
8日			6:42	16:28	6:56	16:45	6:39	17:17
9日			6:43	16:29	6:56	16:46	6:38	17:18
10日			6:44	16:29	6:56	16:47	6:37	17:19
11日			6:45	16:29	6:55	16:48	6:36	17:20
12日			6:45	16:29	6:55	16:49	6:35	17:21
13日			6:46	16:29	6:55	16:50	6:34	17:22
14日			6:47	16:29	6:55	16:51	6:33	17:23
15日	6:20	16:36	6:48	16:30	6:55	16:52	6:32	17:24
16日	6:21	16:35	6:48	16:30	6:54	16:53	6:31	17:25
17日	6:22	16:34	6:49	16:30	6:54	16:54	6:30	17:26
18日	6:23	16:34	6:49	16:31	6:54	16:55	6:29	17:27
19日	6:24	16:33	6:50	16:31	6:53	16:56	6:28	17:28
20日	6:25	16:33	6:51	16:32	6:53	16:57	6:26	17:29
21日	6:26	16:32	6:51	16:32	6:52	16:58	6:25	17:30
22日	6:27	16:32	6:52	16:33	6:52	16:59	6:24	17:31
23日	6:28	16:31	6:52	16:33	6:51	17:00	6:23	17:32
24日	6:29	16:31	6:53	16:34	6:51	17:01	6:22	17:33
25日	6:30	16:30	6:53	16:34	6:50	17:02	6:20	17:34
26日	6:31	16:30	6:53	16:35	6:50	17:03	6:19	17:35
27日	6:32	16:30	6:54	16:35	6:49	17:04	6:18	17:36
28日	6:33	16:29	6:54	16:36	6:48	17:05	6:16	17:37
29日	6:34	16:29	6:54	16:37	6:48	17:06		
30日	6:35	16:29	6:55	16:37	6:47	17:07		
31日			6:55	16:38	6:46	17:08		

（出典：国立天文台暦）
※令和9年2月16日～2月28日（緑色部分）はシカ及びイノシシのみ狩猟を行えます。

鳥獣の捕獲を目的として国有林へ入林する場合は、次の事項にご協力をお願いします。

１　国有林内で狩猟される場合は、事前にその区域の国有林を管轄する森林管理署長へ入林届を提出してください。

森林管理署	電話番号及びFAX番号	ホームページアドレス	管轄市町村
利根沼田森林管理署	TEL:0278-24-5535　FAX:0278-24-5562	http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/tone_numata/index.html	沼田市・利根郡
吾妻森林管理署	TEL:0279-75-3344　FAX:0279-75-3346	http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/agatuma/index.html	吾妻郡
群馬森林管理署	TEL:027-210-1203　FAX:027-210-1248	http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/gunma/index.html	群馬県内の上記以外

２　国有林内入林する場合には、「入林届」の写しを車両ごとに車内の見やすいところに掲示してください。また、銃器による野生鳥獣の捕獲等を実施する場合は、「注意喚起看板」を車両ごとに車体の側面等の見やすい場所に掲示してください。
３　国有林内で作業を行っている者及び一般入林者等の安全確保のため、国有林内の作業地、登山道、歩道、共用林等及びその周辺については、「立入禁止区域」としますので絶対に区域内への立入り及び発砲を行わないでください。
４　銃猟は、その場所が安全であることを十分確認してから実施してください。
５　山火事が発生しないように火気に十分注意してください。

林野庁　関東森林管理局

凡例
鳥獣保護区
鳥獣保護区特別保護地区
自然公園法二十一条一項の規定に基づく特別保護地区
特定猟具使用禁止区域（銃）
狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ及びイノシシ以外）
指定猟法禁止区域（鉛製銃弾の使用禁止）
国有林
森林環境事務所
森林事務所
森林事務所界
高速道路
一般国道
主要地方道
一般県道
その他の道路
河川
県界
市界
郡界
町村界
新幹線
JR線
鉄軌
私鉄
市役所
町村役場
三角点・標高点
滝
高速

凡例
ニホンジカ及びイノシシのみ狩猟可能
ニホンジカ及びイノシシのみ狩猟可能
※使用できる猟具は、わな及び止め刺しを目的とした銃のみ

1:150,000
0 1 5 10 15km

令和八年十月　群馬県